

【判例研究】

アイダホ州ボイシ市のキャンピング条例
および治安紊乱行為条例が合衆国憲法修正 8 条の
「残酷で異常な刑罰」に違反するとされた事例—

Martin v. City of Boise, 920 F.3d 584 (9th Cir. 2019).

橋 本 圭 子

The City's Camping and Disorderly Conduct Ordinances Violated
the Eighth Amendment's Prohibition on Cruel and Unusual Punishment.

Martin v. City of Boise, 920 F.3d 584 (9th Cir. 2019).

Keiko Hashimoto

はじめに

1970年代頃から、アメリカの多くの都市で「反ホームレス法 (anti-homeless law)」と総称される法律が制定され、物乞い、うろつき、炊き出し、キャンピング、車中泊、公共の場所で座る、横になる、寝るなどの行為が条例等で規制されるようになってきている¹。本件で争点となるアイダホ州ボイシ市の2つの条例もその類いである。このような反ホームレス法およびその執行については、合衆国憲法の複数の条項に触れるとして、これまで多くの事件が司法審査の対象となってきた²。その判決をみると、合憲・違憲の判断は裁判所により大きく意見が分かれるところである。

このような状況のなかで、マーティン対ボイシ市事件³は、第9巡回区連邦控訴裁判所（以下、連邦控裁）が公共の場所でのキャンピングや睡眠を犯罪とすることは合衆国憲法修正8条の残酷で異常な刑罰の禁止条項に違反すると判決した画期的な事案であり、法律家を中心とするアメリカのホームレス権利擁護団体や複数のジャーナルから評価の声が上がっている。本件は、被上訴人であるボイシ市が2019年6月に連邦最高裁判所に上告したため係争中の事件ではあるが、今後の反ホームレス法の違憲審査に大きな影響を与える判例であるため紹介する。

本件の争点は大きく3点ある。第1は、原告に不遡及的救済を求める当事者適格があるか否かという点である。第2は、ヘック判決⁴の法理が原告の遡及的救済の請求に適用されるか否かという点である。第3は、問題になっているボイシ市の条例が、修正8条の保障する憲法上

¹ 拙稿「アメリカにおける反ホームレス法の憲法適合性（1）」広島法学39巻4号77-78頁（2016年）。

² 同上、92-93頁。

³ Martin v. City of Boise, 920 F.3d 584 (9th Cir. 2019)。

⁴ Heck v. Humphrey, 512 U.S. 477 (1994)。ヘック事件は、原告が捜査機関の違法行為を理由に合衆国法典第42編1983条（公民権法）（以下、1983条）訴訟を提起した事案である。最高裁は、勾留や釈放など人身の自由に関する問題を取り扱う場合には、1983条ではなく、ヘイビラス・コーパス（Habeas Corpus；人身保護令状）によるべきであると判断した。

の権利を侵害するか否かという点である。本稿では、紙幅の関係から、アメリカ特有の司法手続きに関する争点については、日本における問題解決に与える示唆が限定的であるため概要を述べるにとどめ、筆者の関心である反ホームレス条例と憲法問題（修正8条）を中心に述べる。

I 事実の概要⁵

1 ボイシ市の条例に基づく召喚、有罪判決

ロバート・マーティン (Robert Martin)、ロバート・アンダーソン (Robert Anderson)、ローレンス・リー・スミス (Lawrence Lee Smith)、バジル・E・ハンフリー (Basil E. Humphrey)、パメラ・S・ホークス (Pamela S. Hawkes)、ジャネット・F・ベル (Janet F. Bell) の6人の原告は、ボイシ市やその周辺に住むホームレス者 (homeless individual) である。彼らは2007年から2009年にかけて、同市のキャンピング条例 (Camping Ordinance)⁶、治安紊乱行為条例 (Disorderly Conduct Ordinance)⁷ のいずれか一方、あるいは両方に違反したとして有罪判決 (ホークスとマーティンは召喚のみ) を受けた。

原告のアンダーソンは現在ボイシ市に住んでいるが、彼には家がなく、市内のホームレス・シェルター (以下、シェルター) をしばしば利用していた。2007年の夏、彼はボイシ市の River of Life⁸ というシェルターに、緊急サービスプログラム⁹ で滞在していた。その間、シェルターの日課として、夕食前には全員、チャペル・サービス (キリスト教の礼拝) に参加することになっていた。アンダーソンは、自身の信教上の理由から、緊急サービスプログラムの終了後、試行的プログラムに移行することを選ばなかった。彼は、17日間の利用期限ののち、シェルターを出て、数週間野宿した¹⁰。その結果、アンダーソンは市のキャンピング条例違反により召喚され、25ドルの罰金を支払った。彼はこの有罪判決について上訴しなかった。

一方、マーティンは現在アイダホ州のポストフォールズ市に住んでいるが、かつてはボイシ市の住民であった。マーティンは小さな息子に会うために、年数回ボイシ市を訪れていたが、2009年3月、屋外で寝ていたとして、キャンピング条例違反で召喚された。

⁵ *Martin*, 920 F.3d 604-608.

⁶ ボイシ市条例9条10項2号 (通称: キャンピング条例) では、「何時も、いかなる通り、歩道、公園、公共の場所をキャンピング場所として使用する」ことを軽罪としている。この条例では、「キャンピング」を「住居、宿泊所、住宅の一時的または恒久的な場所としての公的財産の使用」と定義している。Boise City Code § 9-10-02 (the “Camping Ordinance”).

⁷ ボイシ市条例6条1項5号 (通称: 治安紊乱行為条例) は、「人目につく、つかないにかかわらず、所有者または所有や管理の権限を委任された者の許可なしに、(中略) あらゆる建物、構造物、公共の場所での占有、宿泊、睡眠」を禁止している。Boise City Code § 6-01-05 (the “Disorderly Conduct Ordinance”).

⁸ ボイシ市には、Sanctuary、River of Life、City Light の3つのホームレス・シェルターがある。Sanctuary は Interfaith Sanctuary Housing Services, Inc. が運営し、宗教・性別を問わず、すべての人が利用できる。そのため満床であることが多い。River of Life は、キリスト教の非営利団体 (Boise Rescue Mission; BRM) が運営する男性専用シェルターである。City Light も BRM の運営で女性と子ども専用である。したがって、Sanctuary が満床の場合、アンダーソンが利用できるシェルターは River of Life に限られる。

⁹ BRM はホームレス者のために「緊急サービスプログラム (Emergency Services Program)」と「試行的プログラム (Discipleship Program)」の2つのプログラムを提供している。緊急サービスプログラムは、一時的なシェルター、食料、衣服に困っている人に対して提供されるサービスで、キリスト教の礼拝もプログラムの中身に含まれる。試行的プログラムは、緊急サービスプログラムの利用期限 (冬季を除き、River of Life の場合17日間) ののちに移行できるプログラムで、キリスト教に基づく集中的な住宅回復プログラム (intensive, Christ-based residential recovery program) である。

¹⁰ 緊急サービスプログラム終了後は、30日間、同シェルターに戻ることができない規則になっている。

2 原告の主張

2009年10月、6人の原告はアイダホ州連邦地方裁判所（以下、連邦地裁）に対し、ボイシ市のキャンピング条例および治安暴行行為条例に基づく過去の召喚は、修正8条の残酷で異常な刑罰の禁止条項に違反すると主張し、1983条¹¹に基づき損害賠償を求める訴訟を提起した。さらに、アンダーソンとマーティンは、将来再び条例の下で召喚されることを恐れ、1983条および宣言的判決法（Declaratory Judgment Act）、合衆国法典第28編2201条¹²、2202条¹³に基づき、将来的な条例の執行を停止する宣言的差止による救済も同時に求めた。

3 訴訟の経緯

この訴えに対し、第1審の連邦地裁は、2011年7月、原告の遡及的救済の主張はルーカー・フェルドマンの原則¹⁴により排除され、不遡及的救済の主張はボイシ市警察の特別命令（Special Order）¹⁵とシェルター利用規約（Shelter Protocol）により既に争訟性を失っている（ムート）として、被告の略式判決（summary judgment）を求める申立てを認めた¹⁶。原告らはこれを不服として連邦控裁に上訴した。

第2審の連邦控裁は、2013年3月、原審がルーカー・フェルドマンの原則に基づいて原告の遡及的救済の請求を退けたことは誤りであるとして、連邦地裁の決定を破棄、さらに、夜間の条例執行に関する原告の不遡及的救済の請求についても解決済み（ムート）ではないと結論づけ、連邦地裁に差戻した¹⁷。

差戻審において、連邦地裁は、2014年1月、再び1983条違反の訴えに対する原告らの請求を退けた¹⁸。その主な理由は、遡及的救済に対する原告の主張はヘック判決により退けられること、マーティンとアンダーソンは現時点では当該救済を求める原告適格を欠いていること、市のキャンピング条例と治安暴行行為条例はすでに改正されていること¹⁹の主に3点であった。

この連邦地裁の判断に対し、2018年9月、連邦控裁は、キャンピング条例に基づく2007年7月のホークスの召喚、治安暴行行為条例に基づく2009年4月のマーティンの召喚に関する申立てを除き、原告の遡及的救済の請求については支持、一方、原告の宣言的および命令的な不遡及的救済の請求、およびマーティンとアンダーソンの召喚に関する遡及的救済の異議申立てに関しては原審破棄差戻の意見（opinion）を示した²⁰。その後、同法廷は、2019年4月、2018年

¹¹ 42 U.S.C. §1983. 合衆国憲法および連邦法で保障された権利を侵害された際の、コモン・ロー上、エクイティ上、その他の正当な救済について定めた規定。

¹² 28 U.S.C. §2201. 法的救済手段（creation of remedy）について定めた規定。

¹³ 28 U.S.C. §2202. 将来的な救済（further relief）について定めた規定。

¹⁴ 「ルーカー・フェルドマンの原則（Rooker-Feldman doctrine）」とは、連邦最高裁判所以外の連邦裁判所は、州裁判所の決定を審査する権限を持たないという過去の判例に基づく原則である。

¹⁵ この訴訟が提起された日から3か月後の2010年1月、ボイシ市警察は、夜間に利用できるシェルターがない場合、公共の場所で夜を明かすホームレス者に対してキャンピング条例または治安暴行行為条例を執行することを禁止する「特別命令」を施行した。市警は、この命令と「シェルター利用規約」の2段階の手続きを用いて法を執行した。

¹⁶ Bell v. City of Boise, 834 F. Supp. 2d 1103 (D. Idaho 2011). 【ベルⅠ】

¹⁷ Bell v. City of Boise, 790 F.3d 890 (9th Cir. 2013). 【ベルⅡ】

¹⁸ Bell v. City of Boise, 993 F. Supp. 2d 1237 (D. Idaho 2014). 【ベルⅢ】

¹⁹ ボイシ市は、市警の特別命令の職務執行を成文化する目的で、2014年に当該条例を「シェルターが利用できない場合、公共の場所でのキャンピングまたは寝ることを許可する」という内容に改正した。そのため、裁判所は不遡及的な刑事訴追の「現実的な脅威（credible threat）」は存在しないと判断した。Boise City Code §§ 6-01-05, 9-10-02.

²⁰ Martin v. City of Boise, 902 F.3d 1031 (9th Cir. 2018).

の意見を一部修正し、ボイシ市による合議体（panel）での再審理の申立て、および全員法廷（en banc）での再審理の申立て²¹を拒否（denial）、今後いかなる申立ても認めないと判決した²²。ボイシ市はこれを不服として、2019年6月、本件を連邦最高裁に上告している²³。

II マーティン事件の第9巡回区連邦控裁判決（2019年）

本件の合議体は、ベルズン判事、ワットフォワード判事、オーエンズ判事の3名である。ベルズン判事が同意意見、スミス判事とベネット判事が反対意見、オーエンズ判事が一部同意・一部反対意見を執筆している。

1 合議体の意見²⁴

本件は、家やその他の十分なシェルターがない場合、人びとが屋外の公共の場所で寝ることを犯罪化するの、修正8条が禁止する残酷で異常な刑罰にあたるか否かを争った事案であり、合議体はこれにあると結論づけた。

その論拠として合議体は、2006年に同じ巡回区で出されたジョーンズ判決²⁵を参考にした。ジョーンズ事件は、ロサンゼルス市全域において、公道や歩道に座る、横になる、寝ることを禁止したロサンゼルス市条例の合憲性を争った、マーティン事件類似の案件である。ジョーンズ法廷は、「利用可能なシェルター・ベッドよりも多くの数のホームレス者がロサンゼルス市にいる限り、公共の場所で非自発的に（involuntarily）座る、横になる、寝ているホームレス者に対して、市は条例を執行できない」と判示した。本件は、結果的に両当事者間に和解が成立したため、その後の類似の事件を強く拘束するものではないが、反ホームレス条例の修正8条の違憲性を連邦裁判所が明示した、当時としては数少ない重要な判決である。マーティン合議体は、このジョーンズ判決の中心的結論に同意し、代替シェルターが利用できない場合、屋外の公共の場所で寝ているホームレス者に対して刑事罰を課すボイシ市の条例は、修正8条に違反すると判断した。さらに、原告のうちマーティンとアンダーソンは、修正8条の権利侵害に対し、遡及的救済、不遡及的救済の両方の権利を有する可能性があるとした。

2 ベルズン判事の同意意見²⁶

ベルズン判事は意見の冒頭で、全員法廷による再審理の拒否という合議体の判断に対し、他の判事らから多くの反対意見が出ていることに「まったく同意できない」とした上で、次のように述べている。

ボイシ市は、当初、全員法廷での再審理を求めなかった。つまり、修正8条に関する合議体

²¹ 第9巡回区連邦控裁は正規の控訴裁判官が16人以上の巡回区であるため、裁判官全員ではない en banc court を構成することができる。具体的には、首席裁判官1名に加えて、無作為抽出で選ばれた裁判官10名の計11名による「全員法廷」が開廷される。ただし、特に重要な事件では、文字通り裁判官全員による法廷での再審理が認められている。浅香吉幹『現代アメリカの司法』（東京大学出版会、1999年）46頁〔脚注24〕を参照し、筆者が要約。

²² *Martin v. City of Boise*, 920 F.3d 584 (9th Cir. 2019).

²³ *City of Boise, City of Boise Formally Asks U.S. Supreme Court to Hear Martin Case*, Aug. 22, 2019, <https://www.cityofboise.org/news/mayor/2019/august/city-of-boise-formally-asks-us-supreme-court-to-hear-martin-case/>, (last visited Sep. 20, 2019).

²⁴ *Martin*, 920 F.3d 603-604.

²⁵ *Jones v. City of Los Angeles*, 444 F.3d 1118 (9th Cir. 2006), 505 F.3d 1006 (9th Cir. 2007).

²⁶ *Martin*, 920 F.3d 588-590.

の判示が全員法廷での再審理に値するかどうかについて、原告・被告の双方に意見を求めた際、市の見解は、修正8条に関する合議体の判示は非常に「狭く (narrow)」、その憲法解釈は、ボイシ市条例あるいはその執行と現実的な対立を生ずるものではないというものであった。さらに、市は、屋外で寝るホームレス者を訴追することは「最後の手段 (last resort)」であって、ホームレスというものを減少させ、ホームレス問題が市全体に与える影響を減らす「主たる対抗手段 (principal weapon)」とは考えていないと述べている。合議体の意見が限定的な性質のものである点について、市の見解は極めて正しい。本案について合議体の意見が示しているのは、ほかに夜を明かす場所がない場合、公園や通りなどの公共の場所で寝ることを犯罪とする市の条例は、修正8条違反であることのみであって、人が生きている限り欠くことのできない「寝る」という要求 (need) を犯罪化するケースを超えて広く適用するものではない。

3 スミス判事の反対意見 (キャラハン, ベア, イクタ, ベネット, ネルソン各判事が同調)²⁷

スミス反対意見はパート I, II, III から成り、合議体の意見よりもはるかに長い意見が付されている。ここでは紙幅の関係から以下の3点に要約する。

第1は、合議体が、マーティンとアンダーソンは不遡及的救済を得ることができると判断したことへの反論である。スミス判事は、この判断は先例に反すると主張する。その先例として、「仮にその請求の成功が原告の有罪判決ないしその量刑の無効を必然的に証明するならば、ヘック判決は1983条の請求を妨げる²⁸」というウィルキンソン判決を引用した。マーティンとアンダーソンの申立ては、過去の有罪決定の無効性を立証しようとしているため、まさにこれにあたる。したがって、ヘック判決の法理により1983条請求が妨げられることは、先例により明らかであるとスミス判事は述べている。

第2は、合議体が、召喚されたが有罪判決は受けていないマーティンとホークス2人の原告に対し、修正8条請求の原告適格があるとしたことへの反論である。合議体は、イングラハム判決の「それ自体を犯罪化でき、処罰され得るものに実体的な制限を課す」という文言を引用して²⁹、修正8条は刑事プロセスを制限していると判示した。しかし、スミス判事は、この解釈は文脈の一部を切り取ったに過ぎず、正確さを欠くと主張する。イングラハム判決は、修正8条違反として刑法に異議を申立てるには、その関連する犯罪で有罪判決を受けなければならないことを明示している。したがって、スミス判事は、原告には条例に対する修正8条違反の申立てを行う適格はないとした。

第3に、この判決は、巡回区全体の自治体、住民、および商業活動に大きな混乱をもたらし始めるであろうとスミス判事は指摘している。具体的には、合議体の決定は、シェルターが不足している場合の公共の場所での睡眠やキャンピングを事実上認めているため、例えば、公共の場所での排泄を法律で禁止するなど、様々な公衆衛生と安全に関する自治体の法執行を妨げ

²⁷ *Martin*, 920 F.3d 590-599.

²⁸ *Wilkinson v. Dotson*, 544 U.S. 74, 82 (2005). ウィルキンソン事件は、州の仮釈放手続きの違憲性を争うにあたり、ハイピマス・コーパスによらず1983条によることが最高裁で認められた事案である。その根拠として、鈴木は、「原告に有利な判断は必ずしも有罪判決ないし量刑を無効にすることを含まないがゆえに1983条に基づいた訴訟の提起を認めた」としている。鈴木一永「IX DNA鑑定 (英米刑事法研究22)」比較法学46巻1号198頁 (英米刑事法研究会, 2012年)。

²⁹ *Ingraham v. Wright*, 430 U.S. 651, 667 (1977). イングラハム事件は、フロリダ州マイアミ・デイド郡の当時中学2年生のイングラハムらが、教員から重い体罰を受けたとして、憲法上の権利侵害および損害、宣言的および差止命令による救済を求めた事案である。最高裁は原審 (第5巡回区連邦控裁) の判断を支持し、体罰は合憲とした。

るおそれがある。合議体の意見は、ホームレス問題に関する深刻な社会の懸念を減らそうとする行政職員の手を縛ることにもなると述べている。

さらに、スミス判事は、反対意見の最後を次のように締めくくっている。「我々の誰も、ホームレス者が耐えている疑いようのない苦しみに目をつぶっているわけではなく、このような弱い立場の人びとを助けようとする合議体の動機 (impulse) も理解している。しかし、修正8条は、公共政策の選択を批評したり、地方自治体による刑法の執行を妨害したりする手段ではない。キャンピングや寝ることを禁止するボイシ市の条例の他にも、我々の管区内の都市のすべてではないにしろ、数えきれないほどの条例を事実上無効にする合議体の決定は、現行法のなかに正当な根拠を持っていない。」

4 ベネット判事の反対意見 (ベア, イクタ, ネルソン, スミス [パートIIについて] 各判事が同調)³⁰

ベネット判事は、スミス判事の反対意見に完全に同調するとし、自らも反対意見を執筆している。ベネット反対意見はパートIとパートIIから成り、歴史的、文面的観点から合議体の判断の誤りを指摘している。パートIでは、アメリカ合衆国の建国期に遡って修正8条の成り立ちを歴史的に概観したうえで、残酷で異常な刑罰の禁止条項は、本来、刑事有罪判決を受けた場合に政府が課すことのできる刑罰の種類と方法を制限することが目的であって、州が犯罪とする行為に実体的な制限を課すものではないと述べている。さらに、パートIIでは、合議体の決定は、刑法の実体面への修正8条の適用は「乏しい (sparing)」というイングラハム判決³¹の先例に最低限しか注意を払っておらず、先例に基づく修正8条の解釈が忠実でないと指摘している。

すなわち、コモン・ロー上、および歴史的に捉えた「残酷で異常な刑罰の禁止」は、単純に刑事有罪判決を受けた場合に政府が課すことのできる刑罰の種類を制限である。したがって、マーティン合議体が、有罪判決を受けていない原告に関してボイシ市に実体的な制限を課すことは、修正8条の歴史的な理解、文面的な理解から離れているとして、ベネット判事は本案を全面的に再審理すべきであると述べている。

5 オーエンズ判事の一部同意・一部反対意見³²

オーエンズ判事が多数意見に同意している部分は、ヘック法理が原告の1983条請求を妨げているという点、有罪判決あるいは判決の言い渡しが無い場合にはヘック法理は適用されないという点、したがって、マーティンとホークスの召喚事案に関しては、ヘック法理は遡及的救済の請求を禁じていないという点である。さらに、この2件の召喚事案に関する修正8条の分析についても多数意見に同意している。

一方で、オーエンズ判事が多数意見に反対する部分は、宣言的および差止的救済に対する原告の異議申立てについて、ヘック判決をどのように適用するかである。このことについては、ウィルキンソン裁判において、ヘック判決の今日的な理解が次のように示されている。「州の受刑者の1983条訴訟は、仮にその訴訟の成功が必然的に有罪判決ないし量刑の無効を立証するならば、(以前の逮捕の無効がない場合) 請求されている救済 (損害賠償あるいはエクイティ上の救済) に関係なく、また被告人の訴訟の対象 (有罪判決に至る州の行為または刑務

³⁰ *Martin*, 920 F.3d 599-603.

³¹ *Ingraham*, 430 U.S. at 667.

³² *Martin*, 920 F.3d 618-620.

所内部の諸手続き)に関係なく妨げられる³³。」オーエンズ判事は、本件で、多数意見はウィルキンソン判決のこの文言に同意しているが、必然的に有罪判決の無効を立証するあらゆる類いの救済をヘック判決が妨げていることは、本件の争点である不遡及的請求を不可能にしないと述べている。したがって、原告らの不遡及的救済は前進するかもしれないと結論づけている。

Ⅲ 検 討

マーティン裁判をふまえ、本章では2点について検討する。1つは、原告らの不遡及的救済の請求と当事者適格との関係である。2つは、本件の最も重要な争点であるボイシ市条例の修正8条の違憲性である。

1 不遡及的救済の請求と当事者適格

(1) 「シェルター利用規約」と条例改正、現実にホームレス状態であること

本件の第1審において、連邦地裁は、マーティンとアンダーソンには当事者適格がないとの理由で宣言的救済の主張を退けた。その理由として、2014年に改正されたボイシ市条例は、シェルターに空きがない場合の条例執行を認めていないため、2人は将来、刑事訴追されるリスクはないことを強調した。さらに、市は、マーティンは2013年以降ボイシ市に住んでいないため、条例による刑事訴追のリスクはほとんどないと主張している。しかし、マーティンは、今でも家がなく、息子に会うためにボイシ市を訪れた際、その日泊まれるシェルターを探し続けている。アンダーソンに関して言えば、今現在もボイシ市に住み、ホームレス状態のままであるという。また、市内3か所のシェルターには、滞在日数の制限、宗教的儀礼の強制、チェックイン時間の制限、待機者リスト掲載者の優先など、「シェルター利用規約」および運営団体の方針によって多くの制約がある。希望すればいつでもシェルターに入れる状況にはない。市が言うように、「BRMからシェルターが満床であるとの報告はない³⁴」にせよ、このような制約により結果的にシェルターに泊まることができなければ、彼らは路上で寝るしかなく、条例により再び召喚されることになる³⁵。したがって、マーティンとアンダーソンの、将来的な刑事訴追の恐れに関する地裁やボイシ市の主張はあたらぬ。合議体が判示したように、原告らには明確な当事者適格性がある。本件の事実を辿っていると、ホームレス者にとってクリアすべき条件の多い「シェルター利用規約」と、「利用できるシェルターがない場合」という条例の「但し書」は、立法上、抱き合わせのように思えてならない。

(2) 先例が示す当事者適格の構成要素

2013年のクラッパー判決³⁶は、当事者適格について次のように判示している。「合衆国憲法第

³³ *Wilkinson*, 544 U.S. at 81-82.

³⁴ *Martin*, 920 F.3d 607.

³⁵ 実際には、ボイシ市は、市内のシェルターから満床であるとの報告を受けていないことを理由に、条例改正後も召喚状の発行を続けていた。2015年1月から3月で175件以上の召喚状が発行されている。*Martin*, 920 F.3d 610.

³⁶ *Clapper v. Amnesty Int'l USA*, 133 S. Ct. 1138 (2013). クラッパー事件は、取り扱いに慎重を要する自らの国際的な通信が、1978年外国情報活動監視法に追加された合衆国法典第50編1881条aの標的になりそうであることを理由に、同規定が文面上違憲であることの確認とその施行の恒久的差止を求めた事案であり、最高裁は原告らには当事者適格がないと判示した。

3編の当事者適格があるというためには、実際に被る侵害 (injury) が具体的 (concrete) で、特定でき (particularized)、実際に生じていて (actual)、差し迫って (imminence) いなければならず、侵害を問題とされている行為に帰することが適切 (fairly traceable) であって、原告に有利な裁定により侵害が是正可能 (redressable) でなければならない。『差し迫る』とは、やや柔軟な概念であるが、その本来の目的を超えて拡大することはできない。その目的とは、憲法第3編の目的にとって過剰に推論的なものでないこと、侵害が確かに今にも起こりそうであること (certainly impending) を保証することである³⁷。』しかし、本件の場合、原告には刑事法規の合憲性に対し異議を申立てる原告適格があるため、逮捕・起訴を待つ必要はない。このことは、1979年のバビット判決が明らかにしている³⁸。したがって、当事者適格性の欠如の疑いを前提としたボイシ市の略式判決の申立てを無効にするために、原告は実際に当事者適格があることを証明する必要はない。しかし、唯一、明らかにしなければならない点は、当事者適格の構成要素に関する重要な事実についての真の問題 (a genuine question of material fact)³⁹、すなわち、前項で述べたホームレス者の置かれている現実である。

2 修正8条との関係

(1) 反ホームレス法訴訟における数少ない修正8条の成功

冒頭でも述べたように、2019年のマーティン事件判決がアメリカ全土から注目され、評価されているのは、ほかに夜を明かす場所のない者に対して、公共の場所で寝ることを犯罪とすることは、修正8条の残酷で異常な刑罰にあたり連邦裁判所が明確に判断したためである。これまで、反ホームレス法に関する修正8条の主張は、成功した例が少ない⁴⁰。合議体が参照した2007年のジョーンズ判決は、本件と同じ第9巡回区で出されたもので、その数少ない判決のひとつである。ジョーンズ判決は、「座ること、横になること、寝ることが行為あるいは状態として定義されるかどうかはともかく、そのことは人間である以上、普遍的で避けられない結果である⁴¹。」さらに、すべての「ここで問題になっている行為は非自発的なものであり、『状態』と切り離すことはできない。人間は生物学的に、座る、横になる、寝ることにより休息を取らずにはいられないことを踏まえれば、それら (状態と行為) は同一のものである⁴²。」その結果、州が「公共の場所においてホームレス状態である」という状況を犯罪化してはならないのと同じように、「ホームレス者である以上避けられない結果としての行為、すなわち、通りで座る、横になる、寝るという行為を州は犯罪化してはならない⁴³」と判示している。本件が、このジョーンズ判決の法理に従って検討され、違憲の判断に至った点については、反対意見を述べている複数の判事も概ね異論のないところであろう。

³⁷ *Id.* at 1147.

³⁸ *Babbitt v. United Farm Workers Nat'l Union*, 442 U.S. 289 (1979). バビット事件は、最高裁が、アリゾナ州の農場労働法の違憲性を認めた案件である。最高裁は、「原告が、法律で禁止され、確かな刑事訴追の恐れがあるが、おそらく憲法上の利益に影響を与えたと思われる一連の行為に関する意思を主張した場合、救済を求める唯一の手段として刑事訴追を待ちそれを受け入れるよう要求されるべきではない」と判示した。at 298.

³⁹ *Cent. Delta Water Agency v. United States*, 306 F.3d 938, 947 (9th Cir. 2002).

⁴⁰ 特に、パウエル判決が出された1968年以降、「状態」でなく、特定の具体的な「行為」を犯罪とする法が合憲とされる判決が増加した。しかし、近年ではその傾向にも変化が生じ、連邦憲法、州憲法のさまざまな条項を根拠に徐々に違憲の判決が出ている。詳細は別稿に譲る。

⁴¹ *Jones*, 444 F.3d at 1136.

⁴² *Id.*

⁴³ *Id.* at 1137.

また、合議体が「この結論に達するのは我々だけではない」としているのは、1992年のポッター判決⁴⁴、1994年のジョンソン判決⁴⁵などである。地裁レベルでは、このように違憲の判断もいくつかみられるが、実質的にホームレス者が市を提訴した事件で、明確に修正8条違反が出された最高裁判決はこれまでないため、本件の上告審に筆者は大変注目している。

(2) 日常行為の犯罪化⁴⁶

本件で争点となっているキャンピング条例と治安紊乱行為条例は、着の身着のままであろうと、毛布をかけていようと、最低限の寝具があろうと、屋外の公共の場所で寝るという日常の些細な行為を犯罪化するものである。治安紊乱行為条例は、文面上、無許可の「公有私有を問わず、あらゆる建物、構造物、場所での居住、宿泊、睡眠」を犯罪としている。その範囲は、「何人も、道路、歩道、またはその他の公道の中、または上に、座る、横になる、寝るなどの行為をしてはならない⁴⁷」とするジョーンズ事件におけるロサンゼルス市条例と同じくらい広範囲である。同様に、キャンピング条例も、「いかなる場合も、すべての道路、歩道、公園、または公共の場所をキャンピング場所として使用する」ことを犯罪とし、「キャンピング」という言葉を広く定義している⁴⁸。

「キャンプ」または「キャンピング」という用語は、一時的または永久的な簡易住居、宿泊所、住宅、日中いつでも過ごせる宿泊設備、または一時的な滞在場所として公共の場所を使用することを意味する⁴⁹。キャンピングをしていることが疑われる目安としては、個人の持ち物の保管、寝るため、または個人の持ち物を保管するためのテントやその他の仮設構造物の使用、日常的な調理活動や許可されていない場所での焚火、就寝あるいは就寝準備（寝ようとして敷物を敷いている場合を含む）などが含まれる。

裁判記録からわかることは、キャンピング条例は、「キャンピング」の兆し、例えば、仮設構造物の造作、調理や焚火、持ち物の保管などがあるか否かにかかわらず、簡易な寝具を持つホームレス個人に対して頻繁に執行されているということである。例えば、ボイシ市警察は、原告のホークスを「毛布に包んだサンダルが彼女の隣に置いてあった」、「毛布に包まって」公衆トイレで寝ていた、「地面で毛布に包まり上から毛布を掛けて」公園で寝ていたとして召喚したと証言した。このように、キャンピング条例は、「毛布を掛ける」といった自分の身を守る最も原始的な防御行為にさえ執行されている。

以上のことからわかるのは、2つの条例は直接的に「ホームレス個人」をターゲットにした

⁴⁴ *Pottinger v. City of Miami*, 810 F. Supp. 1551 (S.D. Fla. 1992). 「食事、睡眠、その他の生命維持活動を行わないことは不可能である。また、そのような無害な行為を行う場合に、公共の場所を避けることもまた不可能である。ホームレスである原告が合法的に居ることができる唯一の場所を持たない限り、異議を申立てた条例は、彼らに適用される時、修正8条で有罪判決を受けないかもしれない何か、すなわち、寝る、食べる、その他の無害な行為により、事実上、彼らを罰する。」*Id.* at 1565. このことについては、拙稿「公共の場で寝起きしたとしてホームレスを逮捕したマイアミ市の行為がアメリカ合衆国憲法修正4条の『不合理な逮捕・押収の禁止』に反するとされた事例—*Pottinger v. City of Miami*, 810 F. Supp. 1551 (S.D. Fla. 1992).」*広島文教女子大学紀要*48巻（2013）も参照。

⁴⁵ *Johnson v. City of Dallas*, 860 F. Supp. 344, 350 (N.D. Tex. 1994).

⁴⁶ *Martin*, 920 F.3d 618.

⁴⁷ *Jones*, 444 F.3d at 1123.

⁴⁸ 条例については、前掲注5)、6)を参照。

⁴⁹ アメリカにおける *camping* という言葉がこのように広いニュアンスをもつこと、さらに日本で「キャンプ」という言葉はレクリエーション的な意味合いをもつことから、本稿ではそのまま「キャンピング」と表記した。

法律ではないが、ほとんどすべてのホームレス者が日常的に行っている行為やふるまいを処罰の対象としているということである。マーティン裁判の記録によると、条例が改正された翌年の2015年も、最初の3か月で175件の召喚状が発行されている。条例改正によって原告らの刑事訴追の恐れがほとんどなくなるとする地裁や市の主張は、現実とかけ離れていた。

お わ り に

マーティン事件のレビューを終えると、スミス判事の反対意見のなかには、重要な課題が残されていることに気づく。それは、「この判決は、巡回区全体の自治体、住民、および商業活動に大きな混乱をもたらし始める⁵⁰」、「ボイシ市の条例の他にも、我々の管区内の都市には数えきれないほどの（類似の）条例があり、それらを事実上無効にするようなこの度の合議体の決定は、現行法のなかに正当な根拠を持っていない⁵¹」という2つの指摘である。

前者について、スミス判事の主張する司法の立場からの懸念は理解できる。しかし、一方で、スミス判事も明言している「ホームレス問題を解決する⁵²」という目標に対し、条例による規制でなく、他の手段はないかと考える。翻って日本を見てみると、筆者は、日本においてここで問題になっているようなボイシ市条例のような類いの自治体法を見つけることができない。強いて言えば、軽犯罪法1条4号でうろつく行為を、22号で物乞い行為を禁止しているが⁵³、その執行は頻繁ではない⁵⁴。日本でも、大きなイベントや国際会議があるときなど、自治体は駅や公園で寝起きする野宿者を人目のつかない場所に追いやる「努力」はしている。しかし、その場合、アメリカのように個人の行為をターゲットにするのではなく、時間制で公園を封鎖するなど「立法」という形をとらない、他の「曖昧な方法」で排除している。警察も行政の一部ではあるが、いわゆる「ポリスパワー」でない行政行為によって市民の公衆衛生と安全を確保する工夫が得られないだろうか。

また、後者について、スミス判事は、本来、修正8条は単に刑罰の方法を規制するもので、「行政の手を縛るものではない⁵⁵」と解釈し、「合議体の決定は現行法のなかに根拠がない⁵⁶」と指摘する。しかし、筆者は、連邦憲法、州憲法、また近年、州などで制定されているホームレスの権利章典 (bill of rights) は、その根拠となりうると考える。ボイシ市条例のような個人の基本的権利を侵害する自治体の法は、たとえ「数えきれない」くらい存在しているとしても⁵⁷、ひとつひとつ丁寧に司法審査の俎上に挙げて、失われた権利を回復していく過程が重要である。

—2019年9月24日 受理—

⁵⁰ *Martin*, 920 F.3d 590.

⁵¹ *Martin*, 920 F.3d 599.

⁵² *Martin*, 920 F.3d 590.

⁵³ 軽犯罪法第一条 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

四 生計の途がないのに、働く能力がありながら職業に就く意思を有せず、且つ、一定の住居を持たない者で諸方をうろついたもの

二十二 こじきをし、又はこじきをさせた者

⁵⁴ 拙稿・前掲注1) 86頁参照。

⁵⁵ *Martin*, 920 F.3d 590.

⁵⁶ *Martin*, 920 F.3d 599.

⁵⁷ *Id.*